

令和7年度 幼保連携型認定こども園 聖愛園

重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 路交館
代表者氏名	理事長 尾塙 健二
法人の所在地	大阪市東淀川区東淡路 2-7-5
法人の電話番号	06-6321-3955
設立年月日	昭和50年2月1日

2. 事業の目的・理念

事業の目的・理念	<p>幼保連携型認定こども園 聖愛園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子ども（以下「園児」）をかけがえのない「一人」として尊重し受け入れ、園児の健やかな成長が図られるために適した環境のもとで、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。</p> <p>その日々の教育と保育の中で、違いを認め合い、尊重し合って共に生きる「障がい児」共同保育の理念を基に、子どもの人権を尊重し、自尊感情と人への信頼感を育み、さまざまな経験を通して「自分らしく、たくましく生きる力」の基礎を培う教育及び保育を進め、子ども同士の育ちあいを保護者と共に見守り、並びに子育てが豊かなものになるよう保護者の「子育て」支援を行います。</p> <p>また、保護者や地域社会と連携を図りながら、子育て支援のニーズに応じた場の設定や情報提供、また相談に応じるなど地域における子育て支援の拠点として地域貢献及び社会的役割を果たすことを目的とします。</p>
----------	---

3. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園									
名称	幼保連携型認定こども園 聖愛園									
所在地	大阪市東淀川区東淡路2-7-5									
電話番号	06-6321-3201									
施設長氏名	平田 佐知									
ホームページ	https://www.rokoukan.or.jp/seiaien/index.html									
(1号認定子ども) 満3歳児以上の保育を必要とする園児以外の園児に係る利用定員	3歳児	5人	4歳児	5人	5歳児	5人				
(2号認定子ども) 満3歳児以上の保育を必要とする園児に係る利用定員	3歳児	23人	4歳児	18人	5歳児	13人				
(3号認定子ども) 満3歳児未満の保育を必要とする園児に係る利用定員	0歳児	10人	1歳児	24人	2歳児	22人				
学級数	0歳～2歳 (3学級)		3歳～5歳 (3学級)							
自己評価の概要	運営の自己評価ならびに保育内容等の総括(年2回)の実施、中間理事会及び決算理事会等にて報告したものは、園に備えており情報公開が可能。									
職員への研修の実施状況	内部研修:全体研修、新人研修、全体研修、職員研修 年1回他) 外部研修 職員1人当たり年2～3回実施									
認可年月日	平成27年4月1日									
事業開始年月日	平成27年4月1日									
事業所番号	2710051001123									

4. 開園日・開園時間・休園日

開園日	月曜日から日曜日
開園時間	7時00分～20時00分
休園日	<p>(1号認定子ども)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✧ 土曜日、日曜日、祝祭日 ✧ 長期休業日 夏休み：8月 8日～8月21日 冬休み：12月29日～1月 4日 春休み：3月第3週目の月曜日から金曜日とする <p>(2号認定子ども) (3号認定子ども)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✧ 日曜日、祝祭日 ✧ 8月13日～8月15日 ✧ 12月29日～1月4日 1月4日及び8月13日から8月15日に関しては希望により保育・教育を行いますので、ご相談ください。

その他	1) 行事によっては行事後の保育を行わない日もあります。 2) 教育・保育上必要がある、または保護者からの要望がある場合、休園日にも教育・保育を行いますのでご相談ください。 3) 非常災害その他、急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがあります。
-----	---

*警報発令時の対応については別紙参照（入園のしおり）。

*感染症流行時の対応については別紙参照（入園のしおり）。

5. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

認定区分	保育必要量	開始時間	終了時間
1号認定子ども	教育標準時間（概ね4時間程度）	9時00分～	14時00分
2号認定子ども	保育標準時間（最大11時間）	7時00分～	18時00分
3号認定子ども	保育短時間（最大8時間）	9時00分～	17時00分

- ◆ 上記以外の時間帯に必要により教育・保育が必要な場合は、預かり保育（1号認定）・延長保育（2号認定・3号認定）を提供します。
- ◆ 預かり保育（1号認定）・延長保育（2号認定・3号認定）の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

上記の延長保育時間・預かり保育時間は、次のとおりとします。

認定区分		開始時間	終了時間
1号認定子ども	預かり保育時間	7時00分～ 14時00分～	9時00分 19時00分
2号認定子ども	保育標準時間での延長保育時間	18時00分～	20時00分
3号認定子ども	保育短時間での延長保育時間	7時00分～ 17時00分～	9時00分 20時00分

6. 提供する教育・保育等の内容

- ◆ 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

① 特定教育・保育及び時間外保育の提供

- ◆ 上記5に記載する時間において、教育・保育を提供します。

② 食事の提供について

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		11時00分頃		
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	
2歳児				

3歳児		12時00分頃	
4歳児			
5歳児			

食事・おやつの提供について

昼食・おやつ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給食は毎日実施しています。行事等により弁当の持参をお願いする日があります。ご家庭の食育との連携を図るため、月1回程度お弁当日を設定しています。 ◆ 献立は毎月のお便りで保護者の方にお知らせします。
アレルギー等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集団給食施設届出を大阪市保健所へ提出しています。 ◆ 大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行っています。 ◆ 日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。 ◆ 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

③ 時間外保育事業

- ◆ 教育標準時間又は支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、上記5に記載する開園時間の範囲内において、時間外保育を提供します。
 - 預かり保育事業 (1号認定子ども)
 - 延長保育事業 (2号認定子ども) (3号認定子ども)

④ 地域子育て広場（子育て支援事業 第1号の事業）

- ◆ 地域の子どもとその保護者が相互の交流し、保護者からの子どもの育児相談や、必要な情報の提供・助言を行います。
- ◆ 実施内容は、週2回（火・木曜日）、10時30分～11時30分まで、子育て支援室において行います。

⑤ 一時預かり事業

- ◆ 当園は、就労などにより家庭での保育が一時的に困難になるときや、保護者が、病気や出産、家族の看護等などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施します。受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合もあります。
- ◆ 休日(日・祝)の一時預かり事業も実施しています。

⑥ 休日保育

- ◆ 当園は、休日に保護者の方が就労や、傷病、出産等、2・3号認定児で保育の必要が認定された同じ理由により、ご家庭で保育できない場合に、保育所でお子さんをお預かりする休日保育を実施しています。

⑦ 咳痰吸引等

- ✧ 咳痰吸引等が必要な子どもに対し、一定の研修を受けた認定特定行為業務従事者が、教育・保育の一環として医療機関等との連携により、必要とされる喀痰吸引等の行為を行うものとする。

⑧ 病後児保育（自主事業）

- ✧ 当園に在園する子どもに対し、病気の回復期に集団での教育・保育が困難であり、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、お子さんをお預かりする病後児保育を実施しています。

7. 施設の概要

敷 地	全 体	915.41 m ²		
	園 庭	308.783 m ²		
建 物	構 造	鉄筋コンクリート鉄骨造3階建て		
	延べ面積	851.882 m ²		
施設の内容	乳 児 室	1 室	保 育 室	4 室
	ほふく室	2 室	遊 戯 室	1 室
	調 理 室	1 室	幼児用トイレ	4 室
	調 乳 室	1 室	一 時 保 育 室	1 室
設備の種類	冷暖房、プール、消防関連設備一式			
そ の 他				

8. 職員体制

	職務内容	常勤	非常勤
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督し、認定こども園の運営を行う。	1人	0人
副 園 長	園長を補佐し、命を受け園務の一部を整理し、所属職員を指導する	1人	0人
主 幹 保 育 教 諭	園長・副園長を補佐し、命を受け園務の一部を担い、他教諭の指導を行う	2人	0人
保 育 教 諭	教育・保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	22人	12人
栄 養 士	園児の栄養指導及び管理を行う。園児と職員の給食業務に従事する。	2人	0人
調 理 員	園児と職員の給食業務に従事する。	1人	1人
看 護 師	園児の看護、健康管理に従事する。	0人	3人
保 育 補 助 員	保育者の補助業務を行う。	1人	6人
事 務 員	庶務及び会計事務に従事する。	1人	0人

- ✧ 当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という）」の定める基準を順守し、教育・保育の実施に必要な職員としてとして、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
副園長 主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育教諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
栄養士 調理員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
看護師	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）
保育補助員 その他の職員	雇用契約書に基づいた勤務時間帯
事務員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）

- ✧ ローテーションにより、副園長、主幹保育教諭、保育教諭、栄養士、調理員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ✧ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

9. 教育・保育計画

- ✧ 年齢ごとに年間・月間・週間計画と、0・1・2歳児（2歳児は満3歳まで）については個別計画も作成し、保護者に配付、もしくは掲示します。

10. 障がい児等支援の必要な児童の保育について

- ✧ 違いを認め合い、尊重し合って共に生きる「障がい児」共同保育の理念を基に、子ども集団の中で障がい児等支援の必要な児童の保育を行います。
- ✧ また関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成し、実施します。

11. 毎日の保育の流れ

- ✧ 1日の保育の流れについては別紙参照（入園のしおり）。

12. 行事について

- ✧ 行事については別紙参照（入園のしおり）。

13. 園外保育について

- ✧ 2～5歳児クラスは、公共交通機関を使い園外保育に行くことがあります。
- ✧ 行き先・持ち物等については、事前にお知らせします。

14. 入園時に必要な書類等

いずれも園所定の入園にかかる用紙を記入の上、提出していただきます。

書類	内容
個人カード	住所、日中の連絡先、登降園時間、送迎者、アレルギー、病歴、予防接種の記録など保育に必要な情報について
子どもさんの写真、映像公開についてのアンケート	お子様の写真や映像などの公開について
健康診断票	入園前に園の嘱託医に健康診断を受けた結果について
食物アレルギー除去食品チェック表	食物アレルギーのあるお子様のアレルギーの状況について
アンケート	お子様の家庭での生活の様子について
預金口座振替依頼書自動払込用申込書	保育料、実費徴収等の口座振替の為に記入し、提出していただきます。

- ✧ 上記のものは当園及び当法人のみで使用します。
- ✧ 発熱、感染症、与薬などについては別紙参照（入園のしおり）。

15. 入園に関する事項

(1号認定子ども)

- ✧ 当園への入園に際しては、当園が定める所定の手続きに沿って入園を行っていただきます
- ✧ 入園希望者が利用定員を上回る場合は、連携園から連携対象児として指定を受けて入園申し込みをした子どもを除き、下記優先順位に基づいて選考を行います。

優先順位	事由
1	障がいを持つ子ども（保育体制を確保できる範囲内）
2	きょうだいが当園にいる子ども
3	卒園児の弟妹
4	卒園児の子ども
5	地域住民の子ども (当園一時預かり事業を反復的に利用している子どもを含む)
6	その他の子どもは抽選による

(2号認定子ども) (3号認定子ども)

- ✧ 区役所に保育の必要性の認定申請と入所申込をしていただき、市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定します。
- ✧ 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定します。

16. 家庭と園との連絡について

- ✧ 当園からの連絡は、おたより（月報・園だより・保健だより・献立表）などでお知らせします。

- ✧ 0歳児・1歳児・2歳児クラスは、個人ノートで日々の家庭と園の様子を伝えあいます。
- ✧ 0~5歳児クラスごとに毎日の保育の様子「今日の保育」を掲示してお知らせします。
- ✧ 緊急に連絡する場合がありますので、毎日の連絡カードで必ず連絡先を園に知らせておいてください。0歳児までは個人ノートが連絡カードの役割を担います。

17. 保護者の方が用意するもの

- ✧ 保護者の方が用意するものについては別紙参照（入園のしおり）

18. 園行事・親子交流プログラムについて

- ✧ 園から行事については月報で事前にお知らせします。
- ✧ 0歳児は、2か月に1回程度（ぴよぴよ広場） 1~5歳児は3か月に1回親子参加プログラムを開き子どもたちの園での様子を参加してみていただきます

19. 健康診断について

当園では以下の内容で健康診断を行います。身長・体重は毎月測定します。

クラス	内容			
0歳～2歳児	内 科 健 診	5月・2月	歯 科 檢 診	5月
3歳～5歳児	内 科 健 診	5月・2月	歯 科 檢 診	5月
	眼 科 檢 診	5月		
4歳～5歳児	視 力 測 定	5月・10月	尿検査	5月

※健康診断は園嘱託医にお願いをしています。

20. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ✧ 当該市町村が定める保育料を当園にお支払いただきます。
- ✧ 保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月27日）。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- ✧ ①に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

21. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 園児が小学校に就学したとき。
- ② 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ③ 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ④ 支給認定保護者が退園を申し出たとき。
- ⑤ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

22. 入園後の手続きについて

次の場合は園へ速やかに届出をしてください。

- ① 家庭状況に変更があった場合
- ② 転園を希望する場合

23. 幼保連携型認定こども園のご利用に際し留意していただきたいこと

毎朝の体温等の確認	◆ 登園時には必ず検温し、健康状態の確認を行ってください。								
発熱について	◆ 熱が平熱より 1.1℃以上ある場合は登園を控えて下さい。 ◆ また登園後熱が平熱より 1.1℃以上ある場合や顔色が悪い、いつもと様子が違う場合は、お迎えの連絡をさせていただきます。								
感染症について	◆ 麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ・新型コロナウィルス等、指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師より登園許可が出ましたら、登園時に【学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書】を視診担当者または担任に提出してください。 ◆ 新型インフルエンザ等新たな感染症が発生し、健康に甚大な被害が出ることが予想されるときは保健所や国、府、市担当部署と連絡を密にし、休園になる事も想定されます。								
与薬について	◆ 医療行為にあたるため、原則与薬は行いません。 ◆ ただし、医師の処方を受けた軽微な薬に限り、食後1回、1週間まで医師の指示に基づき行うことができます。薬と「与薬依頼書」は所定の場所に提出ください。 ◆ 上記以外で特に必要な事情がある場合、個別に園長にご相談ください。								
ご連絡ください	<table border="1"><tbody><tr><td>欠席する場合、登園が遅れる場合</td><td>◆ 当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、9時までに連絡してください。</td></tr><tr><td>お迎えが遅れる場合</td><td>◆ 申込みされている時間までに連絡してください。</td></tr><tr><td>平日利用で延長保育が必要な場合</td><td>【教育標準時間】 ◆ 14時00分までに連絡してください。連絡がなくても14時00分を過ぎると預かり保育となります。 【保育短時間】 ◆ 17時00分までに連絡してください。連絡がなくても17時00分を過ぎると延長保育となります。 【保育標準時間】 ◆ 18時00分までに連絡してください。連絡がなくても18時00分を過ぎると延長保育となります。</td></tr><tr><td>ご家庭でケガをした場合</td><td>◆ 発生状況をお知らせください。怪我の状態の確認もさせていただきます。</td></tr></tbody></table>	欠席する場合、登園が遅れる場合	◆ 当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、9時までに連絡してください。	お迎えが遅れる場合	◆ 申込みされている時間までに連絡してください。	平日利用で延長保育が必要な場合	【教育標準時間】 ◆ 14時00分までに連絡してください。連絡がなくても14時00分を過ぎると預かり保育となります。 【保育短時間】 ◆ 17時00分までに連絡してください。連絡がなくても17時00分を過ぎると延長保育となります。 【保育標準時間】 ◆ 18時00分までに連絡してください。連絡がなくても18時00分を過ぎると延長保育となります。	ご家庭でケガをした場合	◆ 発生状況をお知らせください。怪我の状態の確認もさせていただきます。
欠席する場合、登園が遅れる場合	◆ 当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、9時までに連絡してください。								
お迎えが遅れる場合	◆ 申込みされている時間までに連絡してください。								
平日利用で延長保育が必要な場合	【教育標準時間】 ◆ 14時00分までに連絡してください。連絡がなくても14時00分を過ぎると預かり保育となります。 【保育短時間】 ◆ 17時00分までに連絡してください。連絡がなくても17時00分を過ぎると延長保育となります。 【保育標準時間】 ◆ 18時00分までに連絡してください。連絡がなくても18時00分を過ぎると延長保育となります。								
ご家庭でケガをした場合	◆ 発生状況をお知らせください。怪我の状態の確認もさせていただきます。								

* 「発熱、感染症、与薬、ご連絡ください」など詳細については別紙参照（入園のしおり）。

24. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	(1)災害給付制度災害共済給付制度(特別行政法人日本スポーツ振興センター) (2)保育園賠償責任保険及び保育園児団体傷害保険 (全国私立保育園連盟の保険制度) (3)大阪私保連園児事故対策共済制度
保険の内容	◆ 認定こども園で保育時間中の事故に対する治療費・賠償金(慰謝料を含む) 見舞い金等
保険金額	◆ 入園のしおり参照

※万が一の大きな事故は別途の補償をするべく、賠償責任保険に加入しています。詳しくは（入園のしおり）を御確認ください。

25. 緊急時の対応方法

けがの程度によって、担任または看護師が処置をします。医師の判断を必要とする場合は、保護者へ連絡後受診します。

嘱託 医内 科 (小児科)	医 院 名 津川医院 所 在 地 大阪市東淀川区淡路3-13-24 電 話 06-6322-5877	氏 名 津川 洋子
嘱託 医 歯 科	医 院 名 くろだ歯科医院 所 在 地 大阪市東淀川区東淡路5-16-8 電 話 06-6323-8211	氏 名 黒田 祐彰
嘱託 医 眼 科	医 院 名 たはら眼科 所 在 地 大阪市東淀川区東淡路4-18-15 電 話 06-6322-5410	氏 名 田原 恭治
学 校 薬 剤 師	医 院 名 生島薬局 所 在 地 大阪市東淀川区下新庄4-8-17 電 話 06-6322-6316	氏 名 生島 明美

*緊急時の対応については別紙参照（入園のしおり）。

26. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
避難訓練	月1回実施 自衛消防訓練(5月・10月の2回実施)			
防災設備	自動火災報知機	有	誘導灯	有
	ガス漏れ報知機	有	非常警報装置	有
	非常用電源	無	スプリンクラー	無
	その他	カーテン、建具等の防炎処理		有
避難場所	園庭に一時避難した後、隣接する東淡路南公園に避難を行う場合があります。			

27. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

28. 教育・保育内容に関する相談・苦情

当園 ご利用相談窓口	相談・苦情受付担当者	李 永美
	相談・苦情受付責任者	平田 佐知(園長)
	ご利用時間	9:00 ~ 18:00
	電話番号	06-6321-3201
	F A X	06-6321-2977
	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	片岡 次雄 電話06-6321-2444	

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

29. 園児の利用状況(毎年5月1日現在)

認定区分	年齢	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児	5人	5人	5人
	4歳児	5人	5人	5人
	5歳児	5人	5人	5人
2・3号認定 子ども	0歳児	8人	6人	9人
	1歳児	23人	23人	22人
	2歳児	24人	22人	22人
	3歳児	20人	23人	19人
	4歳児	14人	16人	21人
	5歳児	19人	13人	16人

30 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	良好

31 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

年　月　日

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名　： 幼保連携型認定こども園 聖愛園

説明者職名： (園長) 平田 佐知 印

私は、本書面に基づいて幼保連携型認定こども園 聖愛園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

年　月　日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____

児童との続柄： _____

児童名： _____

別 表

1. 全員が対象となるもの

◇ 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

徴収費名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
傷害保険料				1,000円		
ワークブック・絵本代	—	—	—		3,000円	
クラス集合写真代			450円			
園内一泊保育代	—	—	—		5,000円	
5歳児園外一泊保育代	—	—	—	—	—	13,000円
5歳児親子遠足	—	—	—	—	—	10,000円
2歳児親子遠足	—	—	3,600円		—	
園外保育バス代・入場料代	—	—	200円	3,400円	3,400円	4,220円
うんどう会 発表会衣装代		350円		1,800円	1,300円	1,200円
(※) その他用品代等 (帽子・クレパス・名札・出席ブック・乳児ノート等)	3,440円	5,175円			8,505円	
合計額	5,240円	6,975円	10,775円	23,155円	22,655円	46,375円

*その他の用品については、園指定の用品（帽子・出席ブック、シール・名札等）は必要ですが、自由画帳クレパスなどは、必ずしも園で購入する必要はありません。

リース代・給食費・その他実費徴収

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
主食費（1号）	—	—	—	1,050	1,050	1,050
副食費（1号）	—	—	—	3,750	3,750	3,750
主食費（2号）	—	—	—	1,350	1,350	1,350
副食費（2号）	—	—	—	4,950	4,950	4,950
布団・口拭きリース代	1,600	1,600	1,600	1,300 <small>(注1)</small>	—	—
合 計（1号）	—	—	—	6,100	4,800	4,800
合 計（2号・3号）	1,600	1,600	1,600	7,600	6,300	6,300

(注1) …3歳児の布団リース代は10月までとなります。11月以降は希望者のみとなります。
＊場合によりこれら以外の実費負担をしていただくことがあります、その場合には事前に保護者の方にお知らせをいたします。

2. 上乗せ徴収（全園児対象）

(1)研究協力費 1,500円

当園は、園内で研究会を持ち、外部（筑波大学の安梅教授の研究チーム、堀智晴先生の

インクルーシブ（共生）教育研究所、又必要に応じて他の研究者の方）より講師を招くなど、積極的に乳幼児保育・教育の研究を行っています。

そして、その研究成果を乳幼児保育・教育の質向上につなげています。

この研究協力費は、科学的根拠に基づいた乳幼児保育・教育の質向上のための研究への参加を可能にする職員体制確保のための費用に使用させていただきます。

(2) 1号認定こどもに関しては入園時に入園金として、2万円をお願いしています。

この入園金は、子どもたちの保育環境をより良いものとするために使用することになります。入園説明時に同封する払込用紙を使って、お近くの郵便局より事前に振込みをお願いします。手数料は法人負担です。

(3) 2号・3号認定こどもに関しては入園時に入園寄付金（任意）として、2万円をお願いしています。

この入園寄付金は、子どもたちの保育環境をより良いものとするために使用することになります。入園説明時に同封する払込用紙を使って、お近くの郵便局より事前に振込みをお願いします。手数料は法人負担です。

3. 該当者（利用者）のみ対象となるもの

① 延長保育料

認定ごとに定められた保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、別途園の定める利用者負担料が必要となります。

(1) 保育短時間認定の延長保育料

7時00分～9時00分と17時00分以降が延長保育となります。

7時00分～9時00分と17時00分～18時00分までの延長保育の利用者負担についてでは大阪市が規定する料金に準じます。

保育短時間延長料金表

延長保育	1時間以内	2時間以内
朝	8:00～9:00 300円/日	7:00～9:00 600円/日
夕方	17:00～18:00 300円/日	

・保育短時間のご家庭が延長保育を特に必要とされる場合は、園長に相談ください。

(2) 保育標準時間認定の延長保育料

18時00分～20時00分は延長保育時間となります。

延長保育料は、大阪市が規定する料金に準じます。

延長保育	1時間以内	2時間以内
夕方	18:00～19:00 2,900円/月極 300円/日	18:00～20:00 5,900円/月極 600円/日 夕食代400円/食

・19時以降の保育については、夕食（パン・牛乳かご飯・みそ汁）を食べて3階のおうち保育でお迎えを待ちます。

4. 預かり保育料

◇ 教育標準時間認定の定められた教育標準時間預かり保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、別途園が定める利用者負担料が必要となります。

聖愛園籍の1号認定（新2号認定）預かり保育料金						
月 極 料 金	時間	7:00-8:00	8:00-9:00	9:00-17:00 (平日は教育標準時間除く)	17:00-18:00	18:00-19:00
	利用料	1,000円/月	1,000円/月	3,000円/月	1,000円/月	2,900円/月
※最大7:00-19:00利用で8,900円/月						
例) 7:00-18:00利用で6,000円/月						
例) 9:00-17:00利用で3,000円/月						
1 回 利 用 料 金	時間	7:00-8:00	8:00-9:00	9:00-17:00 (平日は教育標準時間除く)	17:00-18:00	18:00-19:00
	月～金曜日 利用料①	300円/回	300円/回	450円/回	300円/回	300円/回
	土曜日 長期休業日 利用料②	300円/回	300円/回	740円/回	300円/回	300円/回
※最大7:00-19:00利用で①1,650円/回 ②1,940円/回						
例) 7:00-18:00利用で①1,350円/回 ②1,640円/回						
例) 9:00-17:00利用で①450円/回 ②740円/回						
土曜日・長期休業日に提供する給食代						
給食代	210円/回					
月～金曜日・土曜日・長期休業日に提供するおやつ代						
おやつ代	50円/回					

- ・1号認定子どもであっても共働き家庭などで「保育の必要のある家庭」については、預かり保育料の無償化の対象となります。ただし、居住される市町村での「保育の必要性」により施設等利用給付認定（新2号認定）を受ける手続きが必要となります。手続き後、各市町村より新2号認定を受けたお子さまについて、月額上限で11,300円（ただし日額上限450円）までの預かり保育料が無償化されます。
- ・但し、8/13～15及び12/29～1/4は休園日の為、預かり保育はありません。

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- イ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
 - ロ) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ハ) 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 二) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ホ) 保育中の写真などについては、写真アンケートで保護者の了解を得た上で使用すること。

幼保連携型認定こども園 聖愛園

園長 平田 佐知 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名 :

保護者氏名 :

児童から見た継柄 :